

お客さま 各位

湘南信用金庫

振込登録サービス（登録総合振込・登録給与振込）利用規定の改定について

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では次期勘定系システム更改に伴い、振込登録サービス（登録総合振込・登録給与振込）利用規定を改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おきください。

記

1. 改定日

令和4年12月1日（木）

2. 改定する内容

- (1) 振込登録サービスの利用にあたり、当金庫所定の手数料（振込手数料と月額利用料）を徴求いたします。
- (2) 振込登録サービス振込依頼書については、提出日だけでなく提出時限を制定いたします。
 - ①登録総合振込の場合は、振込指定日の1前営業日「正午」まで
 - ②登録給与振込の場合は、振込指定日の3前営業日「正午」まで
- (3) 振込登録サービス振込資金（振込金額と振込手数料の合計金額）については、指定預金口座への入金期日だけでなく入金時限を制定いたします。
 - ①登録総合振込の場合は、振込指定日の1前営業日「窓口営業時間内」まで
 - ②登録給与振込の場合は、振込指定日の3前営業日「窓口営業時間内」まで
- (4) 月額利用料を新設し、その取扱いについて制定いたします。
 - ①月額利用料は振込の有無にかかわらず、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に、前月分の利用料を後払いにて当金庫所定の方法により、引落しいたします。
 - ②引落しにおいて指定預金口座の残高が振込登録サービスの契約によって支払うべきものと振込登録サービスの契約以外によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちのどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
また、振込手数料および月額利用料についても同様の方法で処理いたします。
- (5) 解約手続について明確化いたします。
 - ①この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。
なお、ご契約先からの解約通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
 - ②指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

以上

※ ご不明な点につきましては、当金庫本支店の窓口にお問合せください。